

安芸森林管理署交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部安芸分会）

議 事 要 旨

1 日 時：令和5年12月22日（金）17：58～18：09（11分）

2 場 所：安芸森林管理署会議室

3 出席者：

安芸森林管理署	署長	石原 敬史
同	次長	森田 裕一
同	総括事務管理官	原崎 誠

全国林野関連労働組合

四国地方本部安芸分会

同

同

同

同

同

同

執行委員長	高岡 英司
副執行委員長	伊藤 勝治
書記長	芹口 竜一
執行委員	川口 慎弥
執行委員	平山 陽大
執行委員	平松 龍之典
執行委員	山口 健太郎

4 交渉事項

労働条件の改善等について

5 議事概要

（当局）

只今から、全国林野関連労働組合四国地方本部安芸分会から申し入れのあった交渉について始めさせていただく。あらかじめ予備交渉で、交渉時間、交渉項目等を整理しているの、それに基づき進行していただくようお願いする。

（職員団体）

地域技術官については、国有林の現場管理機能の確保、また、現場職員の単独行動の排除など職員の安全確保面からも、引き続き、ポストへ配置を行うなど、職員の安全確保の充実を図ること。

（当局）

職員の安全確保については、当署で発生した職員の行方不明事案を踏まえ、今後、同様の事案を二度と発生させないために、安全管理体制の強化を図り、再発防止に取り組んでいるところであり、引き続き森林官等の単独行動の排除などの対策の徹底を図ってまいりたい。

また、現在配置されている通信機器については、常に使用できるよう点検を行うとともに、必要に応じ機種の新規要望を行うなど、緊急連絡体制の充実、強化を図ってまいりたい。

重ねて、現在の現場系再任用職員及び非常勤職員の配置を行いつつ、必要な予算について上局へ要望し、現場管理機能の確保に努めてまいりたい。

(職員団体)

現場等への出張も増加しており、無理のない出張命令とするとともに、超過勤務及び旅費予算、各種手当予算が不足することで、職員の労働条件に影響を与えないよう対応すること。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することのないよう対応すること。

(当局)

旅行命令にあたっては、出張先の目的地、会議等の日程を勘案する中で、公共交通機関を利用した出張とすることや、勤務時間外に及ぶと事前に想定される場合は、前泊・後泊による旅行行程とするなど、無理のない旅行命令を行うとともに、必要な予算確保に努めてまいりたい。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる必要がある場合は、振替休日及び代休日の取得を基本として、職員の健康に配慮した勤務管理を行うよう努めてまいりたい。